

福岡県公報

平成二十一年十月七日
第三千二十四号
増刊
①

目次

選挙管理委員会

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定に関する告示の一部

改正

(市町村支援課)

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第百十二号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月七日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

一 病院 糟屋郡の項中

栄光病院

大字別府七三三

を

栄光病院

別府西三一八一―一五

に

改め、

京都郡の項中

医療法人博愛会老人保健施設博愛苑

大字堤字唐松二七八一番地

を

京都病院

みやこ町勝山箕田二九八

医療法人博愛会老人保健施設博愛苑

大字堤字唐松二七八一番地

改め、

二 老人ホームの項中

介護老人保健施設こもれび

大字法正寺五六八番地

に

京都病院

みやこ町勝山箕田二九八

に

ケアハウス恵迪館

山路松尾町一三一―二五

を

社会福祉法人香月老人ホーム

八幡西区大字畑三三五

を

ケアハウス恵迪館

山路松尾町一三一―二五

に

ヴィラノーヴァ大谷

天神町一番四一号

に

社会福祉法人香月老人ホーム

八幡西区大字畑三三五

を

特別養護老人ホームわきたの里

協田八〇五番地

を

特別養護老人ホームたちばな苑

嘉麻市上山田字木城八一八―一八

を

特別養護老人ホームわきたの里

協田八〇五番地

に

軽費老人ホームケアハウスくつろぎ

磯光一三〇―二

に

特別養護老人ホームたちばな苑

嘉麻市上山田字木城八一八―一八

に

改める。